

資料31-①第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案から

**コラム1**

**せたがや介護支援ボランティア・ポイント事業**

高齢者の方々が、元気でいきいきと社会活動に参加されることで、豊かな地域社会を築いていくことができます。また、ボランティア活動は、高齢者自身の健康増進や介護予防にも役立てていただけます。

**◆介護支援ボランティア活動内容・活動先**

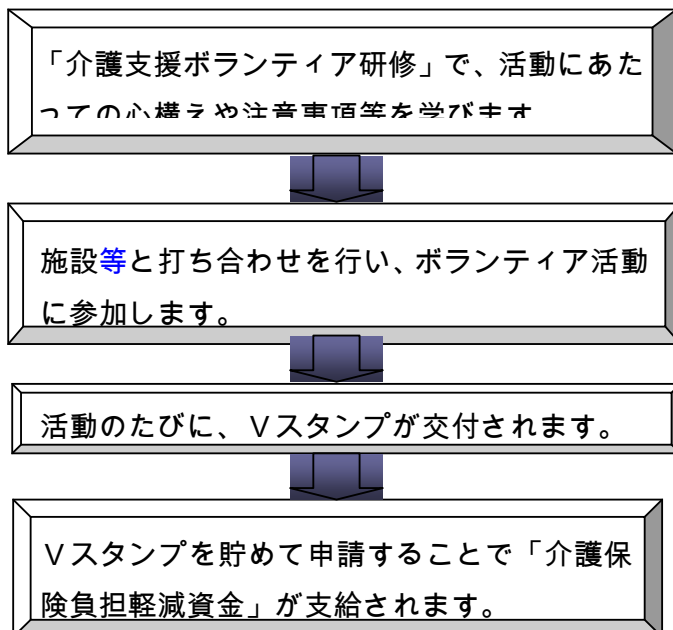
この事業で行うボランティア活動は、「話し相手・レクリエーションのお手伝い・洗濯物たたみ等の軽作業・園芸・書道」など、特別な資格がなくても出来るもので

**◆Vスタンプ**

介護支援ボランティア活動に参加すると、1時間につき1枚のVスタンプ(50円相当)が交付されます。このスタンプを集めて申請すると、年間最大で6,000円の「介護保険料負



**◆ボランティア・ポイント事業参加の流れ**



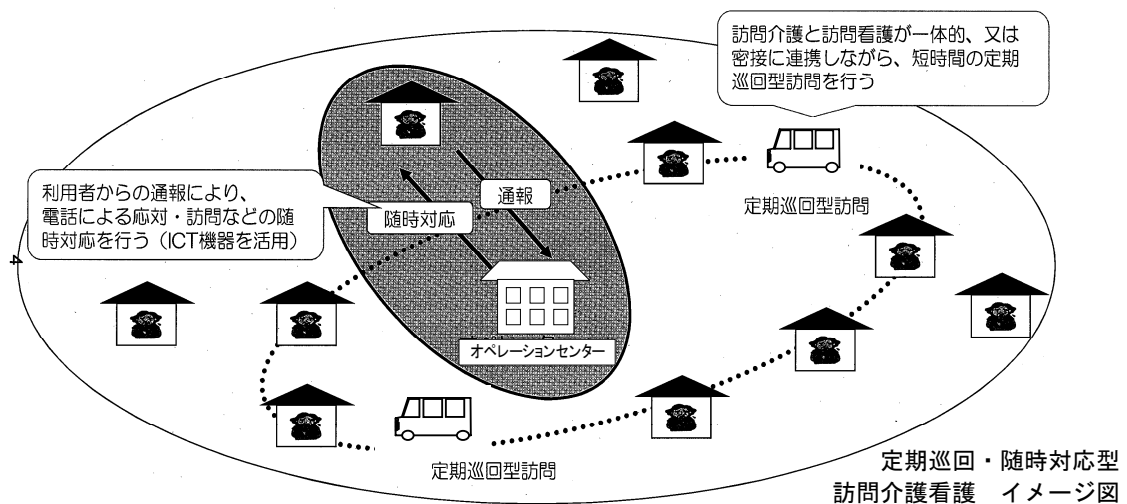
## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

### ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設

平成23年6月に介護保険法が改正され、平成24年度から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が介護保険制度に位置づけられることになりました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時対応を、介護と看護が連携しながら提供するサービスで、利用者が必要なときに必要なサービスを柔軟に受けることを可能とする新しいサービスです。

区では、先駆的に行ってきた24時間サービスやモデル事業の成果を活かして、必要な方へのサービス提供や、在宅生活を支える質の高いサービスについて研究を進めています。



### これまでの世田谷区の取り組み

#### ◆区独自の24時間随時訪問サービス

区では、平成21年度から夜間対応型訪問介護を24時間に拡大して実施してきました。アンケート結果等から、24時間対応が、本人や家族の大きな安心につながるわかりました。

#### ◆モデル事業の実施

平成22、23年度には、国のモデル事業として、独居や重度の方の在宅生活を支える新しい仕組みとなる、1日複数回の定期訪問と24時間随時訪問を組み合わせた「地域巡回型訪問サービス」を実施しました。



オペレーションセンターの様子

## 全高齢者実態把握調査

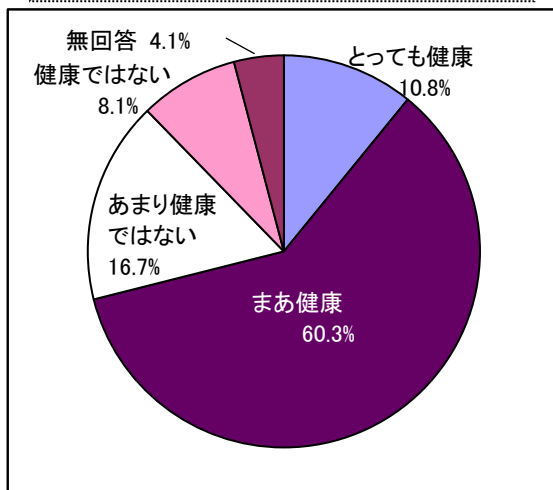
区では、平成21年7月に、区内にお住まいのすべての高齢者（介護施設等の入居者を除く）約15万人を対象に郵送によるアンケート調査を実施し、約10万4千人の方から回答をいただきました。

この調査により、高齢者の健康状態や地域での生活状況などを把握するとともに、介護問題（いわゆる老々介護など）や社会的孤立など、高齢者の抱える課題についての分析を行いました。

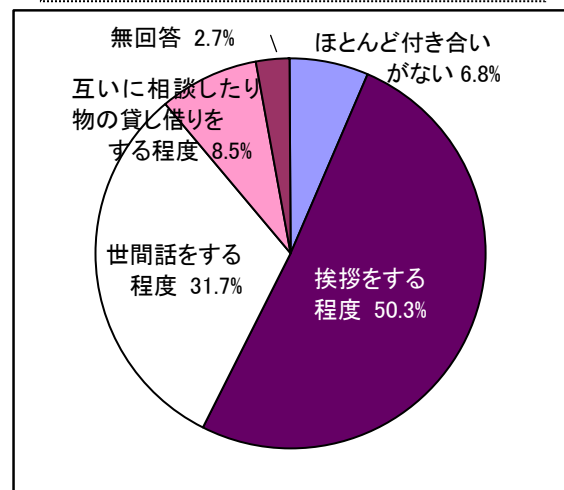
区では、この結果を、高齢者見守り施策の推進や今後の福祉サービス展開のための基礎資料として活用しています。

### ■調査結果（抜粋）

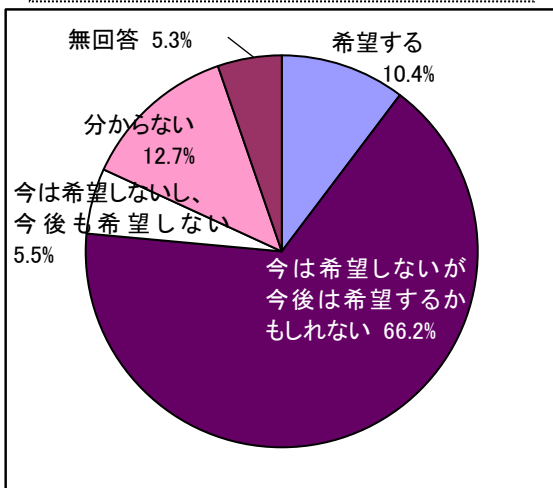
主観的健康感「普段ご自分は健康だと思いますか？」



ご近所付き合い「ご近所付き合いはどの程度ですか？」



見守り訪問「見守り訪問を希望されますか？」



この調査は、国が推奨している「日常生活圏域ニーズ調査」に先行して実施したもので、第5期計画の策定における基礎資料としても活用しています。

※構成比 (%) は、四捨五入の関係で内訳の計が100%にならない場合がある。

## 世田谷区医療連携推進協議会

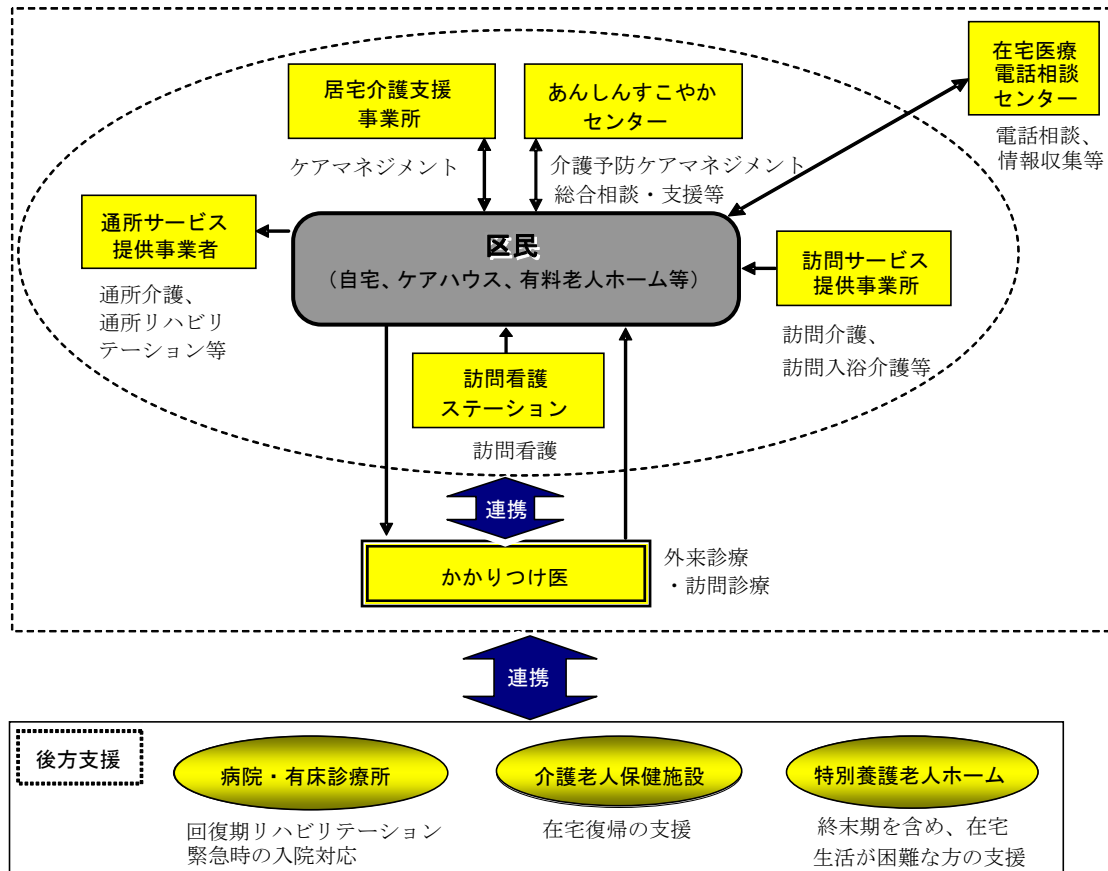
区では、保健・医療・福祉の関係者が連携し、医療や介護の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らしていくことができる環境をつくるため、在宅療養支援のあり方と取り組みについて、包括的な検討を行う医療連携推進協議会を平成19年6月に設置しました。メンバーは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉事業団、ケアマネジャー等です。

地域の中で多職種が連携して高齢者の在宅療養を支えていけるよう、福祉と医療の連携の仕組みづくりや人材の確保・育成に関する取り組みなどを推進するとともに、在宅療養支援のあり方等について継続的に検討を行っています。

### 【医療連携推進協議会の主な取り組み】

- ① 在宅医療電話相談センターにおける、在宅療養や入転院・施設入所に関する相談支援の充実
- ② 多職種の連携拡大と強化（在宅療養支援のための連絡会）
- ③ 介護従事者のレベルアップ（ケアマネジャー等対象の在宅医療研修）
- ④ 福祉と医療の連携を推進するための仕組みづくり（区標準様式「医療と介護の連携シート」）

### 在宅療養支援のイメージ ～地域で支えるケアの構築～





**だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり**  
 ～「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」区民等との連携と協働の取り組み～

**ユニバーサルデザインとは？**

⇒ 年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人  
利用しやすい生活環境にする考え方(ユニバーサルデザイン推進条例)

これまでのバリアフリーの取り組みは、高齢者や障害者等が生活していくうえでの様々なバリアを取り除くことを目的としていました。その取り組みをさらに進め、「バリアを最初からつからない」、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づいて推進計画を策定し、様々な施策を全庁的に推進しています。

**継続的な発展**

⇒ 区民参加で多様なニーズを明らかにしながらスパイラルアップ

推進計画では6つの基本方針を定め、施策・事業の推進に取り組んでいます。取り組みにあたっては、「事前検討・計画 ⇒ 実施 ⇒ 事後評価 ⇒ 改善」の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざすというスパイラルアップの方法により、生活環境の整備と向上を図ります。

**区民等との協働**

⇒ みんなで取組み、進める ～ UD・ワークショップ

道路・公園・公共施設といった都市基盤を整備する一方で、ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を区民に広く普及・啓発することも大切です。

区民参加のワークショップで平成20年度には、UDを知ってもらうきっかけとなる『UDハンドブック』、21年度は、だれもが楽しめるイベントにするための『イベントガイドブック』、22年度は、お店の方が多様なお客様への対応事例を分かりやすくまとめた『サービスポケットブック』を作成しました。

各冊子は、区庁舎の窓口で配布しているほか、教育現場で総合学習等に活用しています。また、区内の催事会場で、ワークショップ参加者が丁寧な解説を添えて来場者に配布しました。



せたがや駅前楽市楽座で、メンバーがUDを説明



ユニバーさるの せたっち

## 地域での支えあいの推進～地域支えあい活動

世田谷区社会福祉協議会では、高齢者など地域住民の皆さんがお互いに支えあい、仲間づくりや閉じこもり防止等のために活動する「ふれあい・いきいきサロン」や「支えあいミニデイ」の活動を支援しています。

グループの運営や活動プログラムなどは、各団体の中で参加者とスタッフ（ボランティア）の話し合いにより行われています。

### ■ ふれあい・いきいきサロン

高齢者等の閉じこもりの予防や孤立の防止を目的とし、月1回以上2時間程度、“楽しく、気軽に、無理なく”をモットーに、お茶やおしゃべり、ゲームなどで住民同士が交流しています。



### ■ 支えあいミニデイ

社会参加や交流を深め、心身機能の維持や寝たきり予防等を目的に、月2回以上昼食をはさんで4時間程度、閉じこもりがちな方や虚弱な高齢者の方が集まり、気軽にレクリエーションや健康体操、食事等を楽しむ活動です。



※平成22年度末現在で、約580団体が、ふれあい・いきいきサロン及び支えあいミニデイの活動を行っています。

### —地域支えあい活動を楽しく長く続けていただくために—

- ◆ 支えあい活動保険 … 安心して活動を続けていただけるよう、「支えあい活動保険」に加入しています。
- ◆ 研修会・交流会 … スタッフの研修やグループ間の交流会を開催しています。
- ◆ 特技ボランティア … コーラス・手品・朗読等の特技を持つ住民の方々を紹介します。
- ◆ 物品貸し出し … 活動に必要な物品の貸出しや情報の提供をします。

## 成年後見制度の推進と区民後見人の養成

ひとり暮らしや認知症高齢者の増加に伴い、介護保険サービスの利用契約の手助け等の身上監護を中心とした成年後見の必要性が高まっています。このため、世田谷区では、弁護士等の専門職後見や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とともに、研修を受けた区民が後見人となる「区民成年後見人制度」とそれを支える体制を整備してきました。

### ◇成年後見支援センターの取り組み

区では、平成17年度より成年後見の利用を推進するために「世田谷区成年後見支援センター」を設置しています。

<主な事業内容>

- ① 相談員による相談
- ② 弁護士による法律相談
- ③ 成年後見制度申立て手続き説明会
- ④ 後見人候補者に関する情報提供
- ⑤ 区民成年後見人の養成と活動支援

弁護士による法律相談の様子



### ◇区民成年後見人の養成

平成18年度から一般区民の方を対象に「区民成年後見人」の養成を開始しました。平成22年度までに64名の方が養成研修を修了し、34件の事案について東京家庭裁判所から審判を受け、後見活動を行っています。

また、区民成年後見人の後見活動のサポート・監督役として、世田谷区社会福祉協議会が後見監督人を受任しています。

この区民成年後見人の養成と後見活動の支援については、全国でもっとも取り組みの進んでいる事例として評価されています。

区民成年後見人養成研修の様子



#### 区民成年後見人養成研修修了者数と後見人就任数

| 年 度   | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 計   |
|-------|------|------|------|------|------|-----|
| 研修修了者 | 19人  | 11人  | 12人  | 9人   | 13人  | 64人 |
| 後見人就任 | 0    | 4件   | 10件  | 10件  | 10件  | 34件 |

## 福祉・介護人材の確保及び育成

世田谷区では、介護保険サービスや保健福祉サービスの基盤となる福祉・介護人材の確保・育成を目的として、平成19年4月に世田谷区福祉人材育成・研修センターを設立（運営は、社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団に委託）しました。

研修センターでは、ハローワークや東京都福祉人材センターと共催の合同就職面接会を開催したり、施設バス見学会、潜在看護職の発掘イベントなどを実施し、福祉人材の発掘や確保に取り組んでいます。



合同就職面接会の様子

また、研修センターでは、事業者支援として、介護サービス従事者の能力・資格の向上を支援する、階層別研修やキャリアアップのための研修、資格取得支援講座などを実施しています。

さらに、区では、ホームヘルパー2級課程の研修を修了し、区内の事業所で3か月以上就労した方に受講料助成を行う制度を設けるなど、人材確保の支援に取り組んでいます。平成22年度に実施した介護保険実態調査報告書によると、事業者の人材不足感が高く、今後も福祉・介護人材の発掘や確保の取り組みを推進していきます。

研修に参加してね。



<じんざいくん>

介護サービスを担う皆さんの「やさしさ」「力強さ」「向上心」をイメージしています。

介護サービス従事者向けの研修には、このマークをつけて、研修参加を促し、各事業者の受講者数を研修センターのホームページで公表しています。



### 世田谷区身体障害者自立体験ホーム「なかまっち」

身体障害者を対象に、自立生活の体験の場を提供することにより地域社会における自立生活を促進すること等を目的として、平成 11 年 4 月に開設しました。

自立生活の体験の場は、6 つの居室があり、一般入居は 1 年以内、短期入居は 1 月以内の期間で、一人ひとりの適性や目標に応じたプログラムを提供することにより、地域での自立生活の継続や地域移行の支援に取り組んでいます。生活体験を通して、生活スキルの向上や家族（親）から自立した生活イメージの構築が図られています。他区市に先駆けた先進的な取り組みから、現在も他自治体等からの見学者があります。

自立体験のほか、短期入所や日中ショートステイ、一時保護、平成 21 年度からは相談支援事業を実施するなど、多角的な事業により自立へ向けた効果的な支援に取り組んでいます。

### 世田谷区障害者雇用促進協議会

障害の理解と障害者雇用の促進を目的として、世田谷区とハローワーク渋谷などの行政機関、東京商工会議所世田谷支部、都立青鳥特別支援学校など 28 団体が連携し、啓発活動を行っています。

企業向け連続講座「障害者雇用支援プログラム」（法制度の勉強会や、障害者施設や障害者を雇用する企業の見学会）や、雇用促進イベント（企業・障害者と家族・障害者施設などの交流、パネルディスカッション、障害者雇用企業への感謝状贈呈）を実施しています。協議会では参加団体のネットワークを活かし、身近な地域でどのような働き方ができるかなど、地域と連携する新たな働き方の実現に向けた取り組みを進めています。

設立は平成 15 年ですが、自治体と産業団体が連携することは先進的な取り組みとして注目されており、他自治体や産業団体から、問合せをいただいています。



## 保護的就労

「一般企業への就職がすぐには難しい」、「就労移行支援事業を利用したが、もう少し訓練が必要」といった障害者が㈱世田谷サービス公社、世田谷区社会福祉協議会、世田谷区社会福祉事業団と雇用契約を結び、援助者の支援のもと、仕事を通し労働習慣や社会性を習得したうえで、企業等への就職を目指しています。

平成元年に事業開始し、現在111人の方が、区内施設17か所で、清掃、福祉喫茶、受付の仕事に就いています。特に、世田谷サービス公社は73名を雇用し、公社全体の障害者雇用率は28.59%で区内トップとなっています。

一般就労に移行するステップとしての役割は大きく、支援機関や他自治体からも注目されています。

## 世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

世田谷区は、知的な遅れを伴わない発達障害を対象とした先駆的な支援施設として「世田谷区発達障害相談・療育センター」を平成21年4月に開設しました。

センターは、子ども計画の「配慮を要する子どもへの支援」の中核的な拠点施設として位置づけられおり、区内5ヶ所の子育てステーションの発達相談室とともに、発達障害に関するあらゆる相談に応じています。

また18歳未満の発達障害あるいはその疑いのある児童に対してコミュニケーションや社会性の獲得等を目的とした療育を実施しています。

さらに、講演会やシンポジウム、広報誌等を通じた発達障害に対する理解の促進、保育園、幼稚園などに対する子どもの見立てや支援方法のアドバイス等の支援ならびに職員の人材育成、保護者、家族への助言など、地域支援活動を行っています。

## 高次脳機能障害者に対する支援の取り組み

高次脳機能障害は、脳血管障害や交通事故等による脳の損傷によって記憶障害や失語症状等が生じる新たな障害ですが、外見からは分りにくい場合もあり、自覚症状も薄いため隠れた障害とされています。

世田谷区では、平成18年度に東京都の「高次脳機能障害者支援モデル事業」を受託したのをはじめ、高次脳機能障害者に対する移動支援を実施するなど、高次脳機能障害について先進的に取り組んできました。

総合福祉センターでは、外出の手助けをする高次脳機能障害者ガイドヘルパーの養成講座や若年の高次脳機能障害者を対象としたグループによる生活訓練、失語症会話パートナー養成講座などを実施するとともに、高次脳機能障害についての情報交換や事例検討を通じて区内の関係機関との連携を高めることを目的とした高次脳機能障害者関係施設連絡会を年3回開催しています。

また、「ケアセンターふらっと」(下馬二丁目)では「東京都心身障害者福祉センター」との連携や高次脳機能障害者支援員を配置することで、相談及び支援、関係機関等との連携、広報・普及啓発活動を行い、高次脳機能障害者・家族等に対する支援を促進しています。

### 世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」

障害や高齢等により移動（外出）が困難な方の、福祉移動サービスに関する相談や福祉車両の配車（取次ぎ）などを行っています。相談は無料で、配車の利用にあたっては事前登録が必要です。配車の際は、利用者の身体状況や運行内容などに応じて、加盟している介護タクシー事業者、又は福祉有償運送を行うNPOを紹介しています。この事業は、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業の先駆的的事业として、平成 18 年度の試行後、平成 19 年度より実施しており、障害者等の社会参加の促進に寄与しています。

※ 福祉移動サービス：公共交通機関の利用が困難な方が、外出する際、車いすでも対応可能な車両などを活用して移動を手伝うサービス

### 成年後見制度の推進と区民成年後見人の養成

障害者が地域の中で安心して生活していくために、成年後見の必要性が高まっています。世田谷区では、弁護士等の専門職後見や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とともに、区民後見人養成研修を受けた区民が後見人となる「区民成年後見人制度」とそれを支える体制を整備してきました。

平成 17 年度には「成年後見支援センター」を設置し、①相談員による相談、②弁護士による法律相談、③成年後見制度の利用支援、④後見人候補者に関する情報提供、⑤区民成年後見人の養成と活動支援、を実施しています。

平成 18 年度からは、区民成年後見人の養成を開始し、平成 22 年度までに 64 人を養成し、34 件の事案について東京家庭裁判所から審判を受け、後見活動を行っています。この区民成年後見人の養成と後見活動の支援については、全国で最も取り組みの進んでいる事例として評価されています。

## 障害者就労支援センター・就労障害者生活支援センター

世田谷区は、障害種別や支援状況に合わせた専門性の高い支援センターを設置し、就労相談から就労後の生活相談まで一体的な就労支援体制をつくっています。

### ■障害者就労支援センター：すきっぷ就労相談室・しごとねっと

すべての障害者を対象としていますが、主な対象を知的障害(すきっぷ)と精神障害(しごとねっと)の2か所に分けることで、障害特性に合わせた専門的な就労支援を行い、多くの方の就職につながっています。また、就職後の職場定着支援、企業支援も行っています。

特に「すきっぷ」は、就労相談室と通所(就労移行支援事業所)を併設することで、就職支援、就労後の定着支援を効果的に行い、就職率は常に90%を超え、就職後も80%の方が働き続けています。

### ■就労障害者生活支援センター：クローバー・分室そしがや

就労障害者の生活相談を行っています。仕事上の相談は、障害者就労支援センターなどと連携し支援しています。また、仲間作りの場として仕事帰り立ち寄り方もいらっしやいます。分室そしがやでは、余暇活動、夕食会、地域との交流事業を行っています。

## 地域で働く～近隣アパートの清掃～

障害者グループホームで入居者は世話人の支援を受けながら、地域で自立した生活を送っています。「さくらハウス」では、入居利用者が世話人と一緒に周辺をきれいに掃除していることをきっかけとして、不動産会社が管理する近隣アパートの外部清掃を任せられました。仕事を通し働く楽しさを知り、本人の自信、生活意欲の向上につながっています。また、地域での障害理解が進み、誰もが住みやすい地域社会がうまれています。



## 障害者施設製品の販売

施設で障害者が作るオリジナル製品は、イベントや地域のお祭りなどでも販売され、その収益は本人の工賃(収入)となります。区では、工賃アップと障害理解に向け、販売会場の提供など販路拡大に取り組んでいます。区が主催するイベントには、多くの障害者施設が出店し、通所者の方も店頭で販売しています。また、施設製品を取り扱うアンテナショップ「ショップぴあ喜多見」が、小田急線喜多見駅改札前にあります。

世田谷区ホームページでは、施設製品を紹介するカタログ「はっぴいハンドメイドBOOK」を掲載するほか、障害者施設で受注できる軽作業を紹介しています。

\*世田谷区ホームページ：区トップページ>福祉・健康>障害のある方>障害者施設の作業・製品





**地域の見守り ～世田谷区社会福祉協議会の取り組み～**

若林地区社協では、「命のバトン」(緊急時に必要な情報を専用ケースに入れ冷蔵庫に保管をつなぎ、地域の中で、顔見知りの関係を築き、子どもから高齢者・障害者の見守りネットワークづくり)に取り組んでいます。

平成23年12月と24年1月に地区内で説明会を開催し、現在、67世帯の申し込みをいただいています。

地域福祉推進員がバトンをお届けすることで地域内での顔見知りの関係が生まれ、地域の「見守り」の役割を果たしています。また、バトンの情報更新等で繰り返し顔を合わせることで、町会が取り組む「見守りネットワーク」ともリンクして、「見守る住民」「見守られる住民」の間で負担のない「ゆるやかな見守り」が進められています。



「命のバトン」説明会ー若林地区社協

**地域支えあい活動 ～「サロン・ゆったり」の取り組み～**

世田谷区社会福祉協議会では、区民の誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう支えあい関係づくりを目指し、「ふれあい・いきいきサロン」や「支えあいミニデイ」など、地域支えあい活動を支援しています。「サロン・ゆったり」は、社会福祉協議会で行っていた「ゆったり介護講座」を受講した知的障害のある方と、スタッフが中心となって、平成16年11月に設立されました。



スタッフ3人と参加者15名が第3土曜日に駒沢中学校支えあいルームで調理と会食とおしゃべりの楽しいひと時を過ごしています。設立当初から、長年通っていらっしゃる方もいて、月1回の楽しみの場、仲間作りの場となっています。参加者の多くは、お仕事をしていますが、みんなで楽しく調理し、おしゃべりして、休日の楽しいひと時を過ごしています。

**地域・学校と施設の交流 ～交流を通じた障害理解～**

障害者施設をもっと知っていただくために、地域の方に施設を公開しています。

岡本福祉作業ホームがボランティアの協力を得て5年前から開催する「陶芸市」では、陶芸教室、利用者が作成した陶芸品の販売等を行っています。地域の方にも親しまれ、平成23年は約200名の方が来場されました。

また、岡本福祉作業ホーム玉堤分場では、近隣の小学校や幼稚園等に声をかけ、夏休みの間に利用者による紙漉きの体験教室を開催するほか、小学校へうかがい出張教室も行っています。平成23年度の紙漉き体験教室には、約60名のお子さんが参加されました。

ほかにも、施設では、福祉体験や施設見学として小中高生を受け入れたり、施設の行事に地域の方や小学生に参加いただくなど、地域・学校との交流を積極的に進めています。



写真：陶芸教室(上)と紙漉き体験教室(下)

### 企業と施設の交流 ～交流を通じた障害理解～

区内に支店を持つ銀行から「企業の社会貢献事業として、地域の障害者施設に何か協力したい」との声をいただき、平成 22 年 5 月より社員食堂にて、障害者施設製品の出張販売を始めました。

現在まで、下馬福祉工房と世田谷福祉作業所の 2 施設交代で毎月 1 回、施設の利用者と職員が手作りのお菓子販売を続けています。初めは障害者施設の製品に馴染みの薄かった行員の皆さんも、今では毎月の販売を楽しみにしていただいています。

施設製品の販売を通し、企業と施設の交流が深まり、地域でよい関係が築けただけでなく、販売先として他の支店も紹介いただくなど、障害者施設の製品を知っていただく機会も広がっています。



### 商店街と施設の交流 ～交流を通じた障害理解～

—商店街事務所の一角が、週 1 回お昼時だけ「わくわくパン工房」のお店に変わります—

知的障害のある方が通う施設「わくわく祖師谷」では、利用者が手作りパンを焼き、施設の前で販売しています。種類が豊富でおいしいパンは、近所のみなさんから好評です。

でも、「もっとたくさんの方に食べていただきたい。そして私達を知ってほしい。」そんな施設長の熱意が伝わり、平成 23 年 10 月から、買い物客で賑わい活気のある祖師谷昇進会商店街進行組合での販売が始まりました。

わくわくパン販売の日は、利用者も地域で張り切って働いています。「焼きたてパンはいかがですか」「とても美味しいパンですよ」、「今日はわくわくパンの日だねえ」「いつものパンはまだあるかしら」買い物をする人や商店の人たちとの会話も弾みます。

この販売所は、商店街の「お休み処」にもなっていて、お茶のサービスもあります。わくわくパンを食べながらちょっと休憩して小さな交流もうまれています。パンの販売を通し施設で働く障害者を知っていただき、商店街や地域のみなさんとのつながりが深まっています。



### 町会や地域のみなさんと施設の交流 ～交流を通じた障害理解～

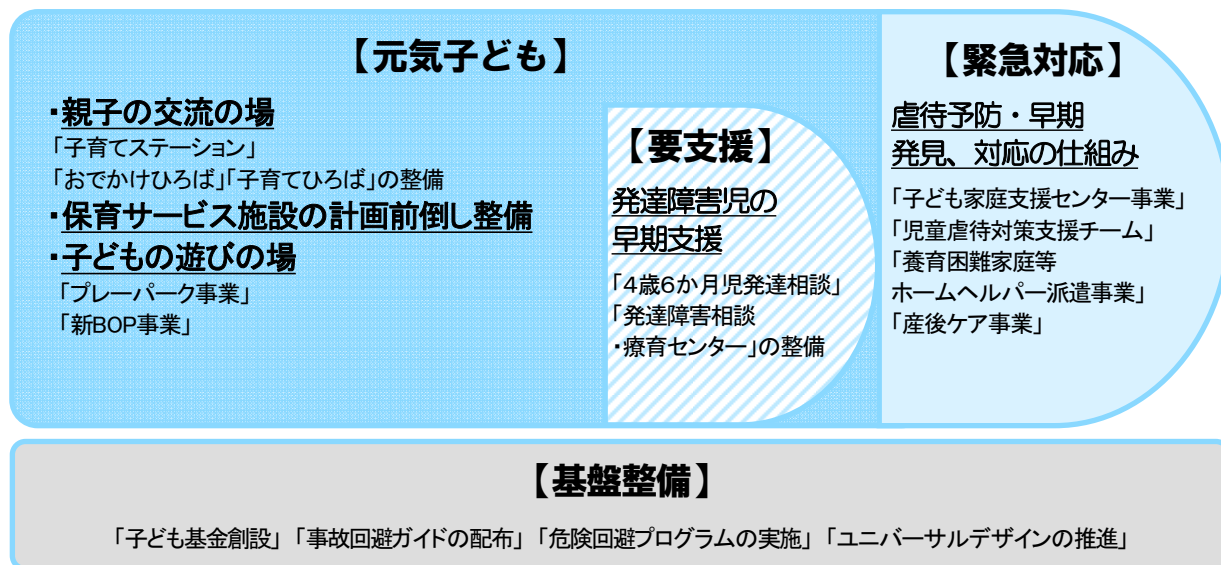
障害者施設は、地域の町会や民生委員、学校や地域のみなさんとの交流をとても大切にしています。

砧工房(知的障害のある方の通所施設)は、開所当初より秋に開催する「蔵祭り」を地域の皆さんにご案内し、施設を知っていただいています。今では地域の町会や民生委員の皆さん、近くの小学校の PTA の方々が模擬店のお手伝い等の協力をしてきています。このほか、小学校の総合学習での施設見学受け入れ、地域のお祭りに参加するなど、地域のみなさんとの交流を続けています。

## 2 前期計画の評価

「世田谷区子ども計画」前期計画では、以下のように特徴的な施策を「元気子ども」「緊急対応」「基盤整備」と大きく3つに分類し、課題解決にあたってきました。

### 前期計画の取組み



### 特色のある取組み

#### ■ 元気子ども

在宅子育て支援を中心に施策を進め、子育てのストレスや不安を軽減し、子どもを育てる喜びや楽しさを実感できるよう、「子育てステーション」等を展開し、親子で気軽に外出できる場として好評を得ています。

また、全小学校における新BOP事業の実施により、学童保育待機児の問題は解消しました。

- ・ 「子育てステーション」「おでかけひろば」「子育てひろば」の整備
- ・ 保育サービス施設の計画前倒し整備
- ・ プレーパーク事業、新BOP事業（放課後子どもプラン推進事業）の実施

|                    | 平成<br>17年度 | 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度 | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 子育てステーション（か所）      | -          | 1          | 2          | 3          | 5          |
| 子育てひろば、おでかけひろば（か所） | 28         | 29         | 32         | 34         | 36         |
| 保育サービス（定員数）        | 8,045      | 8,258      | 8,672      | 9,090      | 9,392      |

※子育てステーションについては、平成22年4月1日開設を含みます。



## ■ 元気子ども（要支援）

身体、知的、精神の3障害に比べて、制度や取組みが大きく遅れている発達障害児への支援を推進するため、都内で初めてとなる事業等に取り組むとともに、専門施設を整備したことにより、今後、早期発見・早期対応の中核的な支援の役割が期待されています。

- ・ 4歳6か月児発達相談
- ・ 発達障害相談・療育センター「げんき」の整備

|                        | 平成<br>17年度 | 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度         | 平成<br>20年度      | 平成<br>21年度 |
|------------------------|------------|------------|--------------------|-----------------|------------|
| 4歳6か月児発達相談             |            |            | モデル実施<br>(北沢・玉川地域) | モデル拡充<br>実施(全区) | 全区実施       |
| 発達障害相談・療育センター<br>「げんき」 |            |            |                    | 開設準備            | 開設         |

## ■ 緊急対応

児童福祉法・児童虐待防止法の改正により児童相談業務の区の役割が明確化されたことを受け、各総合支所において子どもに関する総合相談を実施し、児童虐待対策支援チーム設置による相談窓口の支援を行い、児童虐待防止事業の基盤が整いました。この取組みは、先駆的な取組みとして評価され、平成19年11月に厚生労働省要保護児童対策模範事業表彰を受けました。

産後ケア事業は、国内初の専門施設による事業展開であり、武蔵野大学附属産後ケアセンター桜新町に委託し、心身ともに不安定になりやすい産後4か月未満までの支援を必要とする母と子を対象に、宿泊ケアや通所ケアを実施しています。24時間助産師が常駐し、子育て情報の提供や育児相談、育児技術の伝達、臨床心理士によるカウンセリングなどを通して、育児不安の早期対応と児童虐待を未然防止する役割を果たしています。

- ・ 子ども家庭総合相談、子ども家庭支援センター事業
- ・ 児童虐待対策支援チーム設置による地域支援
- ・ 産後ケア事業
- ・ 養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業

|                                | 平成<br>17年度 | 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度 | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度  |
|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|---|
| 児童虐待対策支援チーム                    |            | 設置準備       | 設置         | 実施         |  |
| 産後ケア事業                         |            | 開設準備       | 開設         | 運営         |  |
| 養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業<br>(延べ派遣回数) | 7,404      | 8,346      | 8,518      | 5,921      |   |



## ■ 基盤整備

支えあいによる子育てを目指し、子ども基金の創設による自助・共助の仕組みを構築しましたが、寄付・応募ともに想定を下回っているため、今後PRに注力する必要があります。

安全で安心に子どもが過ごせるまちづくりに向けて、児童施設周辺のカラー舗装等により、児童施設周辺の安全が図られました。

事故回避ガイドや危険回避プログラムを活用することにより、子どもの育ちに応じた安全の取組みが行われています。

- ・ 子ども基金創設
- ・ 事故回避ガイドの配布、危険回避プログラムの実施
- ・ ユニバーサルデザインの推進

|                       | 平成<br>17年度 | 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度 | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 子ども基金助成団体数            | 条例制定       | 8          | 19         | 21         | 19         |
| 危険回避プログラム<br>(実施施設数)  | 99         | 100        | 102        | 100        | 100        |
| 既存道路のバリアフリー整備<br>(カ所) | 43         | 143        | 116        | 59         | 61         |

※平成21年度は見込み数です。

世田谷区のプレーパーク事業について

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに掲げ、可能な限り禁止事項を無くして子どもたちの好奇心を最大限尊重することを目指した遊び場「プレーパーク」を、地域住民との協働により区内4ヶ所で展開している。

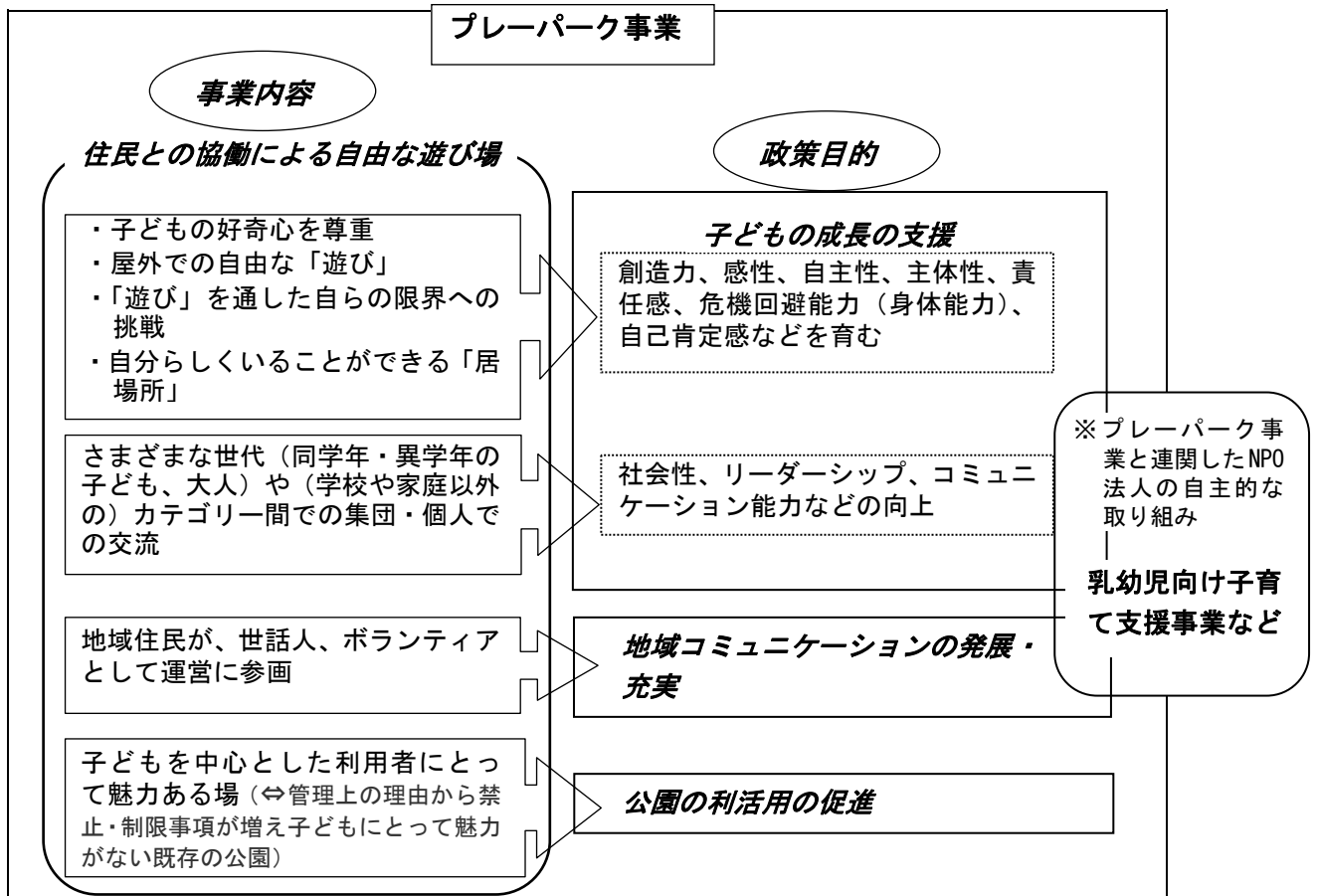
屋外での自由な「遊び」を通じて得ることのできる体験と交流を通じて、子どもの自主性や主体性、社会性やコミュニケーション能力などを育み成長を支援することを主な目的としている。

「冒険遊び場（プレーパーク）」

子どもたちがやりたい、遊びたいと思うことを可能な限り自由にできることを目指した遊び場。一般の公園では禁止されているような、たき火、穴掘り、泥遊び、基地づくりなどといったさまざまな「遊び」が子どもたちの好奇心と創造性を刺激する。通常はプレーリーダーと呼ばれる指導者の役割の大人が配置されている。1943年デンマークのコペンハーゲンに作られた「エンドラップ廃材遊び場」がその起源。造園家ソーレンセンが廃材置場で喜んで遊ぶ子どもたちの姿から発想を得たとされている。その後ヨーロッパを中心に運動が広がった。日本には1970年代に住民ベースの取り組みとして試みが始まり、現在までにおよそ200近くの都市に広がっている。

政策上の目的

- 子どもたちが自ら育つ力を育んでもらうための場と機会を提供することにより、その成長を支援する。
- 地域住民の主体的な参加・参画を得ながら実施することにより、地域コミュニケーションの発展充実に寄与する。
- 公園の利活用の促進



世田谷区子ども条例→推進計画「世田谷区子ども計画」(平成17年～26年)

世田谷区子ども計画(後期計画22年～26年)においては子どもの成長を支援する「多様な体験と交流機会」を通して子どもの成長を支援する場と機会を提供する施策の一環として位置付けている。

【『子ども計画(後期計画)』の位置づけ】

◎子どもの成長の支援

└ ○子どもの成長を支援する場と機会の充実

- └ ── ■多様な体験と交流機会の充実…自然や芸術に触れる体験、社会性や自主性を育むためのさまざまな体験、また地域の中で多様な世代との交流ができる機会などを充実

実施場所

| 名称               | 設置場所(公園)                    | 面積<br>(公園全体の面積)     | プレーリーダー<br>配置人数 | 開園日<br>(定休日) | 開園<br>時間            |
|------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------|--------------|---------------------|
| 羽根木<br>プレーパーク    | 区立羽根木公園内<br>(世田谷区代田4-38)    | 3,000㎡<br>(79,651㎡) | 3名              | 週6日<br>(火)   | 10:00<br>?<br>18:00 |
| 世田谷<br>プレーパーク    | 区立世田谷公園内<br>(世田谷区池尻1-5)     | 1,780㎡<br>(78,957㎡) | 各2名             | 週5日<br>(月・火) |                     |
| 駒沢はらっぱ<br>プレーパーク | 区立駒沢緑泉公園内<br>(世田谷区駒沢3-21)   | 2,959㎡<br>(14,829㎡) |                 |              |                     |
| 烏山<br>プレーパーク     | 区立北烏山もぐら公園内<br>(世田谷区北烏山8-5) | 2,664㎡<br>(4,093㎡)  |                 |              |                     |

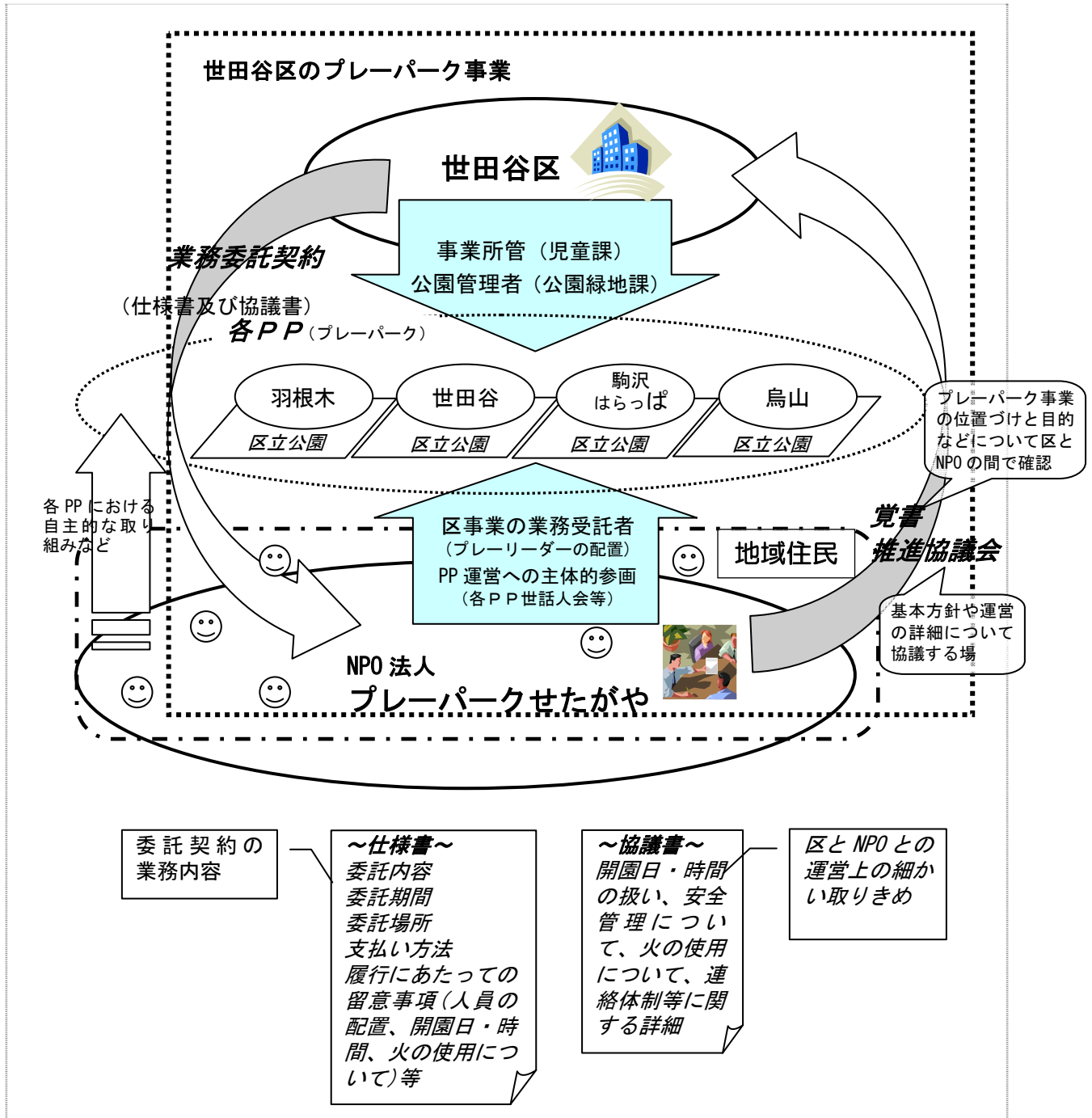
※定休日の他に夏季(10日間程度)と年末年始(12/28～1/4)に休園日あり。

経過

- 昭和50年 経堂 こども天国開設(期間限定)
- 昭和52年 桜丘冒険遊び場(昭和53年まで)
- 昭和54年 羽根木プレーパーク開設(区の国際児童年記念事業)
- 昭和59年 世田谷プレーパーク開設
- 平成元年 駒沢はらっぱプレーパーク開設
- 平成15年 烏山プレーパーク開設
- 平成17年 NPO法人プレーパークせたがや設立(翌年より同法人に業務委託)

## 事業の実施形態

- ・ 区と住民との協働事業という位置づけを踏まえつつ、区内4ヶ所のプレーパークの運営を包括的に“NPO 法人プレーパークせたがや”へ業務委託している。
- ・ 各プレーパークには、地域住民を主体とした世話人会がそれぞれに設けられており、NPO 法人が雇用した有給のプレーリーダーとともに現場の運営にあっている。
- ・ 各プレーパークの世話人会は NPO 法人の一機関として位置づけられており、NPO 法人の理事や運営委員を務めるメンバーもいる。



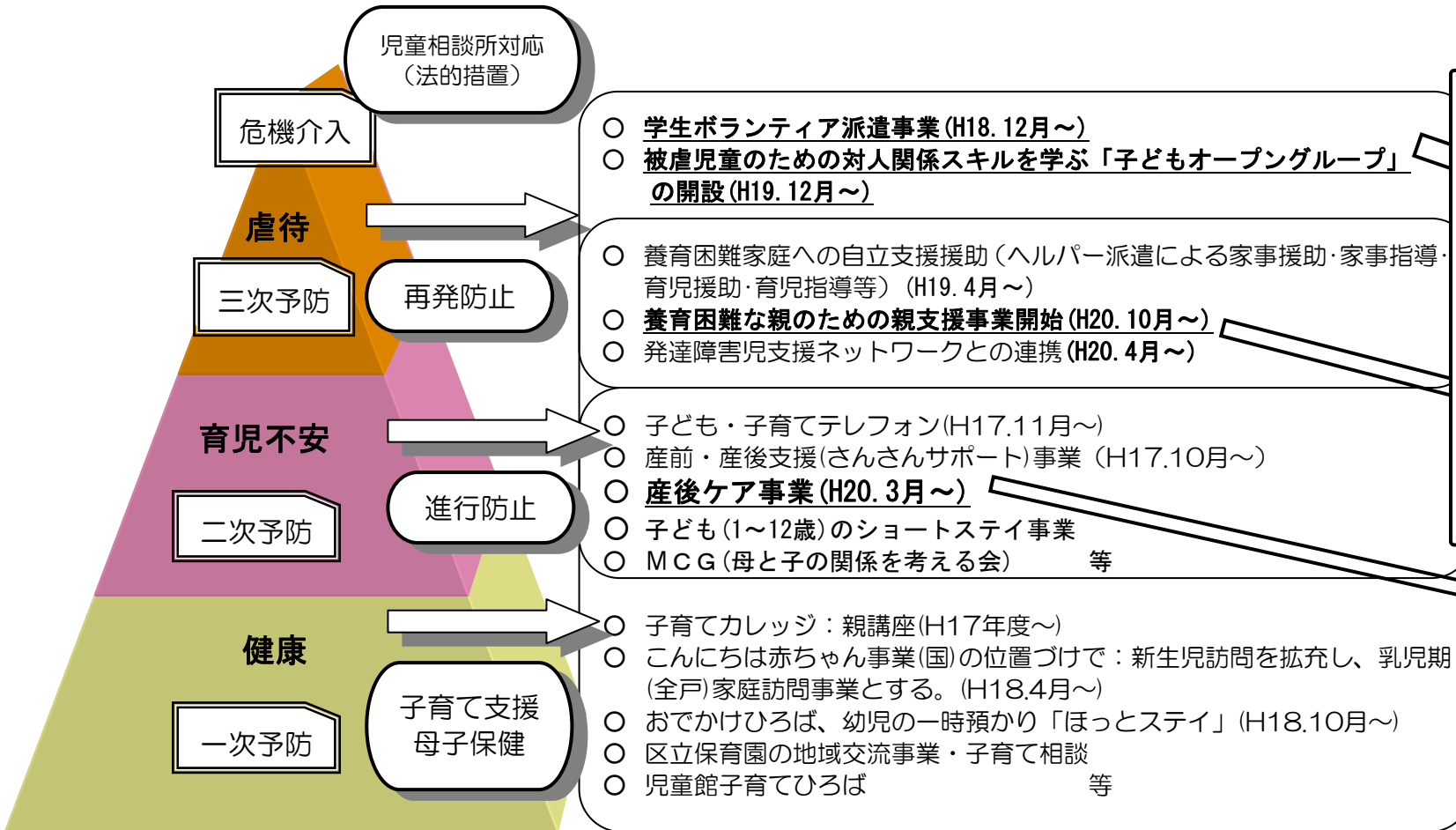
## 予算

平成23年度当初予算額 29,550千円



# 児童虐待のないまち世田谷をめざして

## 基本システム 世田谷区の児童虐待予防施策全体像と主な事業



児童虐待対策支援チームの設置

### 児童虐待対策支援チーム

- チームメンバーの構成 16名 (子ども部要支援児童担当課に所属)
- ※ 内訳 保健師・保育士・臨床心理士・児童相談所児童福祉司経験者・児童指導員 調査判定員(ヘルパー)・事務
- 相談窓口である各総合支所の子ども家庭支援センターをバックアップする組織“児童虐待対策支援チーム”をH19.4月に設置した。困難ケースや危機介入時に、子ども家庭支援センターや児童相談所と協力し、同行訪問や調査等を実施する実働部隊として配置した。また、各種新規事業の運営・管理も行う。さらに、困難ケース等の検証や施策や事業評価を行い、システムの見直しを行う。

### 子どもに対する事業

- 学生ボランティア派遣事業  
小・中学生の被虐待児の学習支援と心理・精神的支援を、年齢の近い大学生・大学院生が訪問して実施するもの
- 子どもオープングループ(夏休み・冬休み中の支援)  
学生ボランティア派遣事業と連動し、個別の対人関係ができてきたら小集団の対人関係ができるよう、学習支援やグループ活動を通じて支援するもの

### 親に対する事業

- 養育困難な親のための親支援事業  
親講座・ペアレントトレーニング・グループワーク・個別カウンセリングを通じて親の健康性と養育力を向上させるもの

### 産後ケア事業

- 事業目的  
病院等の分娩退院後、家族等から産後の支援が受けられず、特に支援を要すると判断した母子に対し、一定期間のショートステイ(宿泊ケア)やデイケア(日帰りケア)により、心身ともに不安定になりがちな産後の子育て支援を図り、児童虐待の未然防止につなげる。
- 事業概要
  - 母子ショートステイ(1日3食、宿泊による母児ケア、育児相談・指導、カウンセリング等を提供する。7日間まで利用可。利用者自己負担金は約1割で、1日あたり3,200円。所得により減額あり)
  - 母子デイケア(1日2食、日帰りによる母児ケア、育児相談・指導、カウンセリング等を提供する。7日間まで利用可。利用者自己負担金は約1割で、1日あたり2,060円。所得により減額あり)
  - きょうだいのショートステイ及びデイケア(母子ショートステイ・デイケア利用時にあわせて当該乳児の未就学のきょうだいを対象に実施)
- 実施にあたっての工夫点・留意点  
出産施設退院後から産後4か月未満まで利用でき、出産後の母親の心身ケアや乳児ケアを助産師が24時間体制で提供する。臨床心理士もおり、一人ひとりにあった支援計画に基づき、相談やカウンセリング等により不安を和らげ、安心して子育てできるよう支援をしている。また、母親だけでなく、父親・家族も対象に、適切な育児に関する情報提供や育児指導を行い、育児環境の向上を図れるよう取り組んでいる。

### 施策ビジョン

- 平成 19 年度に重点施策として位置づけ、1 次予防から 3 次予防まで体系的なシステムに取り組んだ。特に、育児不安や児童虐待再発の予防的介入に取り組んだ。
- 増え続ける児童虐待に対して、専門性のある人材を投入することで、効果的な介入ができる
- 平成 21 年度に施策・事業の評価を行い、「子ども計画後期計画(平成 22~26 年度)」に反映した。
- 児童虐待の発生及び深刻化を予防するため、特に妊娠期から乳幼児までの子育て支援体制と母子保健の充実を図っている。



## 問い合わせ・利用/登録の受付

### 世田谷地域社会福祉協議会事務所

住所：世田谷区太子堂4-3-1  
 電話：03-3419-2311  
 FAX：03-3419-2354



### 砧地域社会福祉協議会事務所

住所：世田谷区祖師谷3-21-1  
 砧保健福祉センター3階  
 電話：03-3482-6711  
 FAX：03-3482-6712



### 北沢地域社会福祉協議会事務所

住所：世田谷区北沢2-8-18  
 北沢地域社協事務所  
 北沢タウンホール4階  
 電話：03-5465-7541  
 FAX：03-5465-7543



### 烏山地域社会福祉協議会事務所

住所：世田谷区南烏山6-22-14  
 烏山総合支所4階  
 電話：03-5314-1891  
 FAX：03-5314-1893



### 玉川地域社会福祉協議会事務所

住所：世田谷区等々力3-4-1  
 玉川総合支所1階  
 電話：03-3702-7777  
 FAX：03-3702-7861



### 窓口受付時間

【月～金】 午前8時30分～午後5時15分

【土・日・祝日・年末年始】 お休み

# ふれあい 子育て支援事業の ご案内

預けあい・支えあい  
地域で子育て

困った時はお互い様...  
預けて安心!預かって生き生き!





## ふれあい子育て支援事業とは

核家族化が進み、育児に不安やストレスを感じている方や手助けを必要としている子育て世帯が増えています。誰もが安心して子どもを育てるためには、地域全体で地域に住む子どもや子育て世帯を見守り、共に育てていくこ

とが大切です。

この「ふれあい子育て」は、子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方の支えあいによる活動で、社会福祉協議会がその活動を支援いたします。

### 利用/活動の流れ



### 世田谷区社会福祉協議会 (社協)

会員の登録受付、調整、情報提供、研修会・交流会を開催します。  
利用/活動中の万一の事故に備え、補償保険に加入しています。

- ① 利用会員が社協に利用申し込み。
- ② 援助会員に利用会員を紹介。
- ③ 利用会員に援助会員を紹介。
- ④ 利用会員と援助会員で事前打ち合わせ。
- ⑤ 利用会員が社協に事前打ち合わせの結果を報告。
- ⑥ 活動当日 (子どもの預かり)。
- ⑦ 利用会員または援助会員が援助活動報告書を記入。
- ⑧ 利用会員は援助会員に利用料金の支払い。
- ⑨ 援助会員は当月の活動が終了後、「援助活動報告書」を社協に提出。

### 会員登録方法

—— 利用、援助ともに会員登録が必要です。 ——

**利用会員** (必ず、利用説明会へご出席いただきます。)

- 世田谷区内在住で乳幼児から小学校3年生の子どもの保護者。
- 毎月開催している説明会で登録の受付をしています。  
(説明会参加には予約が必要です。1歳以上は保育あり。)

**援助会員** (必ず、登録時研修を受講していただきます。)

- 18歳以上、65歳位までの方 (高校生は不可)。
- 子どもが好きで心身ともに健康な方。
- 本人確認できるもの (保険証等) をご持参の上、窓口においでください。

#### 援助活動の内容

- 保育園・幼稚園・小学校の送迎および在宅での援助。
- 子どもの病後の援助 (安定期のみ)。
- 保護者や家族の病気、リフレッシュ、社会参加時の援助等。

#### 利用/活動時間(基準)

7時～21時の間で、必要/可能な時間。

#### 利用料金/謝礼金 (基準)

- 1時間800円 (曜日・時間帯に関わらず)。
- 兄弟姉妹を2人以上同時に預かる場合は、2人目以降は半額。
- 最低の利用料金は1時間分の800円。その後は30分単位で切り上げ計算。
- 料金の受け渡しは会員同士で行っていただきます。

(10) ふれあい子育て支援

- 地域住民の支えあいでもの預かりや保育園の送迎等に取り組む「ふれあい子育て支援」を実施した。
- ふれあい子育ての利用会員の登録時に利用説明会を実施し、事業の理解促進を図った。
- ふれあい子育ての援助会員同士の交流会を実施し、日ごろの活動に対する困りごとや情報交換を行い、円滑な活動の推進を図った。

|             | 22年度実績   | 21年度実績   | 20年度実績   | 備考 |
|-------------|----------|----------|----------|----|
| 利 用 会 員 数   | 2,133名   | 2,141名   | 2,066名   |    |
| 援 助 会 員 数   | 713名     | 686名     | 621名     |    |
| 活 動 人 数     | 378名     | 353名     | 345名     |    |
| サ ー ビ ス 回 数 | 18,142回  | 17,509回  | 17,399回  |    |
| サ ー ビ ス 時 間 | 38,072時間 | 38,048時間 | 38,063時間 |    |

○ 援助会員登録時研修

|         | 22年度実績 | 21年度実績 | 20年度実績 | 備考 |
|---------|--------|--------|--------|----|
| 回 数     | 10回    | 10回    | 10回    |    |
| 参 加 者 数 | 128名   | 134名   | 101名   |    |

○ 利用会員利用説明会

|         | 22年度実績 | 21年度実績 | 20年度実績 | 備考                                 |
|---------|--------|--------|--------|------------------------------------|
| 回 数     | 95回    | 123回   | 110回   | 【北沢】参加者が定員に満たないことが多かったため、2回から1回に変更 |
| 参 加 者 数 | 822名   | 790名   | 728名   |                                    |

○ 会員交流事業

|           | 22年度実績 | 21年度実績 | 20年度実績 | 備考 |
|-----------|--------|--------|--------|----|
| 会 員 交 流 会 | 6回     | 5回     | 5回     |    |
| 参 加 者 数   | 127名   | 97名    | 82名    |    |